

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十二号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条の表中

埼玉県国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	課 療 医 保 国
埼玉県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	課 療 医

を

埼玉県国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	課 療 医
埼玉県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第四章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連	課 療 医

に

	<p>合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p>
<p>埼玉県国民健康保険運営協議会</p>	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の定めるところにより、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p>
国	保

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。